

令和5年度酒田市一般会計継続費精算報告について

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画 (A)					実 績 (B)						
			年度	年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳					
					特 定 財 源				一般財源	特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	市 債	その他			国県支出金	市 債	その他		
9. 消防費	1. 消防費	防災対策強化事業費 (工事監理)	4	591,000		500,000		91,000						
			5	1,378,000		1,300,000		78,000	1,969,000		1,900,000		69,000	
			計	1,969,000		1,800,000		169,000	1,969,000		1,900,000		69,000	
		防災対策強化事業費 (設備改修)	4	23,972,000		23,900,000		72,000						
			5	32,485,000		32,400,000		85,000	55,550,000		55,500,000		50,000	
			計	56,457,000		56,300,000		157,000	55,550,000		55,500,000		50,000	
10. 教育費	5. 保健体育費	国体記念体育館改修 事業費(工事監理)	4	9,962,000		8,900,000		1,062,000						
			5	23,244,000		20,900,000		2,344,000	33,099,000		29,700,000		3,399,000	
			計	33,206,000		29,800,000		3,406,000	33,099,000		29,700,000		3,399,000	
		国体記念体育館改修 事業費(大規模改修)	4	819,742,000	60,399,000	683,400,000		75,943,000	459,404,000		413,400,000		46,004,000	
			5	1,398,396,000	245,908,000	696,800,000	378,208,000	77,480,000	1,637,625,000	284,605,000	1,179,100,000	73,107,000	100,813,000	
			計	2,218,138,000	306,307,000	1,380,200,000	378,208,000	153,423,000	2,097,029,000	284,605,000	1,592,500,000	73,107,000	146,817,000	

## 令和5年度酒田市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と、公営企業会計ごとの資金不足比率の議会への報告及び公表が義務付けられています。

連結実質赤字比率は、一般会計だけでなく、公営企業会計など地方公共団体の全会計を対象とする指標であり、将来負担比率は、地方公社や第三セクター等を含めた実質的な将来負担等に係る指標で、後年度負担も含め全体を捉えた指標です。

また、これらの指標が一定水準以上である場合は、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し、外部監査を求めることなどの義務付けや起債の制限がなされます。

本市の令和5年度決算における健全化判断比率、資金不足比率は下記のとおりですが、いずれも適正な状況にあると言えます。

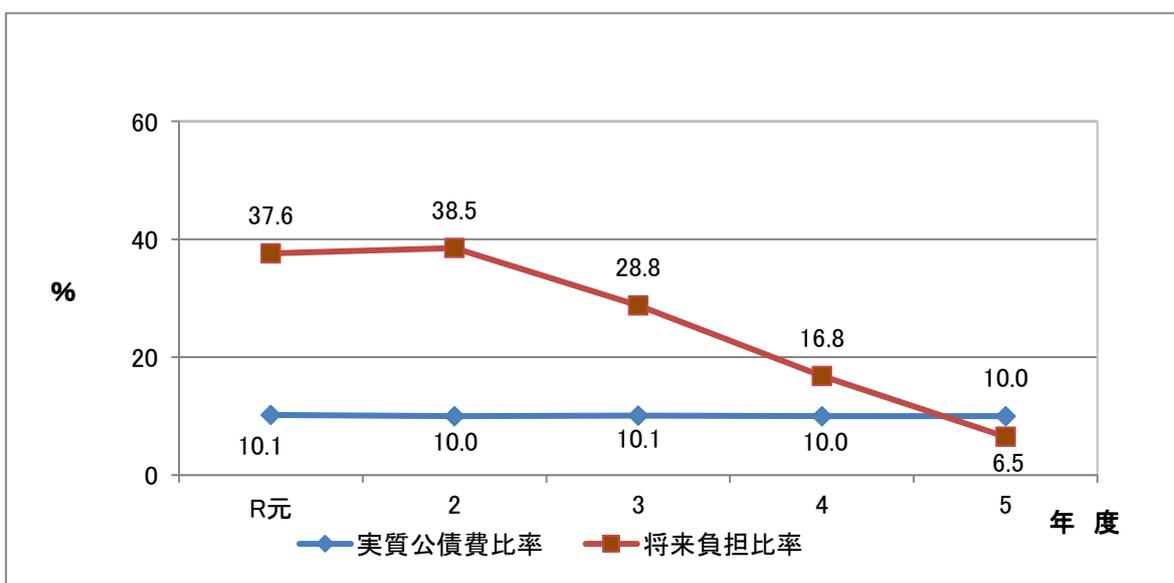
### 1 健全化判断比率の状況

(単位：％)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準	備考
実質赤字比率	—	—	—	11.82	20.00	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	—	16.82	30.00	連結実質赤字なし
実質公債費比率	10.1	10.0	10.0	25.0	35.0	
将来負担比率	28.8	16.8	6.5	350.0		

(注) 1 早期健全化基準 基準以上である場合には、財政健全化計画の策定、外部監査の義務付け。実施状況を毎年度議会に報告し公表。早期健全化が著しく困難と認められる場合は、総務大臣又は県知事が必要な勧告をすることができる。

2 財政再生基準 基準以上である場合には、財政再生計画の策定、外部監査の義務付け。財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求める。財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更等の勧告を受ける。



令和5年度の実質公債費比率は、昨年度よりも元利償還金と公営企業公債費繰入金が減となったため、単年での指数が改善したものの、3か年平均は昨年度同となった。

将来負担比率は、新規借入を上回る元利償還等による地方債残高の減少、充当可能基金残高の増加により、前年度と比較して指数が大きく改善した。

## 2 資金不足比率の状況

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率	(参考) 経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	資金不足なし
下水道事業会計	—		資金不足なし
風力発電事業特別会計	—		資金不足なし
定期航路事業特別会計	—		資金不足なし

- (注) 1 資金不足比率 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの。資金不足額が発生しない限り比率がないものとされ「—」と表示する。  
2 経営健全化基準 基準以上である場合には、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない。

### (財政健全化指標作成に関する留意事項)

#### 【実質赤字比率】

使途が自由な地方税や地方交付税等を主な財源とし、福祉、教育、まちづくり等の一般的な行政サービスを行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すものである。

財政運営においては、本来、赤字が生じないようにすべきであり、赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期解消を図る必要がある。この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなるので、多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じなければならない。さらに、解消の期間も長期間にわたる可能性が高く、より深刻な事態を招いてしまう。

#### 【連結実質赤字比率】

地方税や地方交付税等を主な財源とし、福祉、教育、まちづくり等の中心的な行政サービスを行う一般会計等のほかに、料金収入等を主な財源として、事業を実施している公営企業会計など複数の会計に分かれている。

会計が分かれていても、地方公共団体としては一つであることから、全体の状況を把握することが重要である。全ての会計の当該年度の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化して、財政運営の深刻度を表すものである。

連結の赤字は本来生じるべきでなく、赤字が生じた場合は、十分にその原因を明らかにし、早期解消に努めなければならない。この比率が高くなるほど、多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じる必要があり、また、その解消期間も長期間にわたる可能性が高くなってしまう。

#### 【実質公債費比率】

長期の借入金を地方債といい、この元金及び利息の支払いを公債費という。

一般会計の公債費は、義務的な負担になるが、公営企業、一部事務組合等他の会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費もある。こうした借入金の返済額及びこれに準じる経費の大きさ、資金繰りの危険度を示す指標となっている。

公債費や公債費に準ずる経費は、削減したり、先送りしたりすることができない経費であり、また、一度この経費が増大すると数年間にわたって同程度の額を支払わなければならない、短期間で削減することが困難となる。この比率が高まるほど、財政の弾力化が低下し、他の経費を削減しないと赤字団体に転落する可能性が高い。

#### 【将来負担比率】

将来支払っていく負債には、一般会計の地方債残高のほか、借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの（債務負担行為）、公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計が負担することとなっているものなどがある。

一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標である。この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかなければならず、今後の財政運営の圧迫などの問題が生じる可能性が高い。

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の令和5年度における業務の実績に関する評価結果について

1 業務実績の評価について

(1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法第28条第1項第3号の規定に基づき、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「病院機構」という。）が作成した年度計画に対する業務実績について、設立団体（山形県・酒田市）が評価を行うもの。なお評価にあたっては、あらかじめ地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）から意見を聴取した。

(2) 評価委員会

役 職	氏 名	職 名 等
委員長	永 瀬 智	山形大学 医学部長
副委員長	張 替 秀 郎	東北大学 副学長（病院経営担当） 東北大学病院 病院長
委 員	酒 井 朋 久	山形県医師会 酒田地区医師会十全堂 会長
委 員	尾 形 吉 則	日本公認会計士協会東北会山形県会長 株式会社尾形公認会計士事務所 代表取締役
委 員	加 藤 聡	酒田商工会議所 会頭 加藤総業株式会社 代表取締役社長
委 員	白 畑 真由美	東北公益文科大学 公益学部准教授

任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日

(3) 開催日時及び方法

日時： 令和6年8月6日（火） 午後2時00分～午後3時30分

方法： ZoomによるWEB会議

(4) 評価の対象

令和5年度における病院機構の年度計画に対する実績

(5) 評価の方法

業務実績全体の状況について行う「総合的な評定」と年度計画に挙げた7項目について「項目ごとの評定」を併せて行う。

- 項目ごとの評定については、さらに42項目に分け、以下のとおり5段階で評定し、理由を付記する。

「S」：計画を大幅に上回っている（目標数値110%超）

「A」：計画を上回っている（目標数値100%超110%以下）

「B」：計画に概ね合致している（目標数値90%超100%以下）

「C」：計画をやや下回っている（目標数値60%超90%以下）

「D」：計画を下回っており、大幅な改善が必要（目標数値60%以下）

2 業務実績の評価結果について

(1) 総合的な評定（要約）

- それぞれの病院及び診療所が、それぞれの機能に応じて適切な医療を提供していること。
- マイナンバーカードの健康保険証利用及び電子処方箋の利用を促進し、地域の医療安全の向上に努めていること。

③ 日本海ヘルスケアネットへの参画により、介護、福祉施設等との連携を強化し、切れ目のないサービスの提供に努めていること。

④ 病院機構全体で効率的な運営が行われていると認められること。

以上のことから、令和5年度の業務実績は、総合的には「非常に優れている」と評価した。

## (2) 年度計画の項目ごとの評定

No.	項目	評定	理由	個別評価項目数と評定
1	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	年度計画に対する実績は計画を大幅に上回っている。	病院及び診療所による医療機能の分担と地域医療連携推進法人内での連携等により、効率的かつ効果的な業務運営を図りながら、地域の医療水準の向上に努めている。	【29項目】 評定 S：6項目 A：14項目 B：9項目
2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	年度計画に対する実績は計画を上回っている。	診療体制の強化や、診療報酬改定等の変化に迅速に対応するなど、収益の確保に努めている。	【5項目】 評定 A：4項目 B：1項目
3	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	年度計画に対する実績は計画を上回っている。	日本海総合病院、日本海酒田リハビリテーション病院及び診療所を含む病院機構全体で、営業収支比率と経常収支比率の目標値を上回っている。	【1項目】 評定 A：1項目
4	短期借入金の限度額	年度計画に対する実績は計画を大幅に上回っている。	短期借入金の実績なし。	【1項目】 評定 S：1項目
5	剰余金の使途	年度計画に対する実績は計画を上回っている。	決算剰余金については、建設改良積立金に充当し、将来の施設整備及び医療機器の整備に備えている。	【1項目】 評定 A：1項目
6	料金に関する事項	年度計画に対する実績は概ね計画に合致している。	病院機構の規定に基づき料金徴収を行っている。	【1項目】 評定 B：1項目
7	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	年度計画に対する実績は概ね計画に合致している。	新型コロナウイルス感染症における重点医療機関として診療提供体制等の整備を図った。	【4項目】 評定 A：1項目 B：3項目
総計				【42項目】 評定 S：7項目 A：21項目 B：14項目

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の第4期中期目標期間における  
業務の実績に関する評価結果について

1 業務実績の評価について

(1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法第28条第1項第3号の規定に基づき、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「病院機構」という。）が作成した第4期中期目標期間における業務実績について、設立団体（山形県・酒田市）が評価を行うもの。なお評価にあたっては、あらかじめ地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）から意見を聴取した。

(2) 評価委員会

役 職	氏 名	職 名 等
委員長	永 瀬 智	山形大学 医学部長
副委員長	張 替 秀 郎	東北大学 副学長（病院経営担当） 東北大学病院 病院長
委 員	酒 井 朋 久	山形県医師会 酒田地区医師会十全堂 会長
委 員	尾 形 吉 則	日本公認会計士協会東北会山形県会長 株式会社尾形公認会計士事務所 代表取締役
委 員	加 藤 聡	酒田商工会議所 会頭 加藤総業株式会社 代表取締役社長
委 員	白 畑 真由美	東北公益文科大学 公益学部准教授

任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日

(3) 開催日時及び方法

日時： 令和6年8月6日（火） 午後2時00分～午後3時30分

方法： ZoomによるWEB会議

(4) 評価の対象

第4期中期目標期間における病院機構の中期計画に対する実績

(5) 評価の方法

業務実績全体の状況について行う「総合的な評定」と第4期中期計画に挙げた項目から7項目について「項目ごとの評定」を併せて行う。

- ・項目ごとの評定については、さらに42項目に分け、以下のとおり5段階で評定し、理由を付記する。

「S」：計画を大幅に上回っている（目標数値110%超）

「A」：計画を上回っている（目標数値100%超110%以下）

「B」：計画に概ね合致している（目標数値90%超100%以下）

「C」：計画をやや下回っている（目標数値60%超90%以下）

「D」：計画を下回っており、大幅な改善が必要（目標数値60%以下）

2 業務実績の評価結果について

(1) 総合的な評定（要約）

- ① それぞれの病院及び診療所が、それぞれの機能に応じて適切な医療を提供し、特に日本海総合病院は第二種感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症患者を積極的に受け入れたこと。

- ② マイナンバーカードの健康保険証利用及び電子処方箋の利用を促進し、地域の医療安全の向上に努めていること。
- ③ 日本海ヘルスケアネットへの参画により、介護、福祉施設等との連携を強化し、切れ目のないサービスの提供に努めていること。
- ④ 病院機構全体で効率的な運営が行われていると認められること。

以上のことから、第4期中期目標期間における業務実績は良好で、病院機構の業務運営に対する努力について、非常に高く評価するものであり、総合的には「非常に優れている」と評価した。

## (2) 中期計画の項目ごとの評定

No.	項目	評定	理由	個別評価項目数と評定
1	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	中期計画に対する実績は計画を上回っている。	病院及び診療所による医療機能の分担と地域医療連携推進法人内での連携等により、効率的かつ効果的な業務運営を図りながら、地域の医療水準の向上に努めている。	【29項目】 評定 S：6項目 A：14項目 B：9項目
2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	中期計画に対する実績は計画を上回っている。	診療体制の強化や、診療報酬改定等の変化に迅速に対応するなど、収益の確保に努めている。	【5項目】 評定 A：4項目 B：1項目
3	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	中期計画に対する実績は計画を上回っている。	日本海総合病院、日本海酒田リハビリテーション病院及び診療所を含む病院機構全体で、営業収支比率と経常収支比率の目標値を上回っている。	【1項目】 評定 A：1項目
4	短期借入金の限度額	中期計画に対する実績は計画を大幅に上回っている。	短期借入金の実績なし。	【1項目】 評定 S：1項目
5	剰余金の使途	中期計画に対する実績は計画を上回っている。	決算剰余金については、建設改良積立金に充当し、将来の施設整備及び医療機器の整備に備えている。	【1項目】 評定 A：1項目
6	料金に関する事項	中期計画に対する実績は概ね計画に合致している。	病院機構の規定に基づき料金徴収を行っている。	【1項目】 評定 B：1項目
7	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	中期計画に対する実績は概ね計画に合致している。	新型コロナウイルス感染症における重点医療機関として診療提供体制等の整備を図った。	【4項目】 評定 A：1項目 B：3項目
総計				【42項目】 評定 S：7項目 A：21項目 B：14項目

令和6年9月17日  
総務部財政課作成

## 指定管理者が作成する事業報告書の提出期限の見直しに 伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

### 1 制定の概要

#### (1) 第1条関係

指定管理者の事業報告書の提出期限について、毎年度終了後「30日以内」から「60日以内」に変更するものです。

#### (2) 第2条関係

指定管理者の事業報告書の提出期限について、毎年度終了後「速やか」から「60日以内」に変更するものです。

### 2 改正する条例

#### (1) 第1条関係（30件）

- ① 酒田市青沢克雪管理センター設置管理条例（平成17年条例第31号）
- ② 酒田市勤労者福祉施設設置管理条例（平成17年条例第78号）
- ③ 酒田市観光物産施設設置管理条例（平成17年条例第84号）
- ④ 酒田市温泉・宿泊施設設置管理条例（平成17年条例第86号）
- ⑤ 酒田市鳥海高原家族旅行村設置管理条例（平成17年条例第87号）
- ⑥ 酒田市交流休憩施設設置管理条例（平成17年条例第88号）
- ⑦ 酒田市農産物直売・食材供給施設設置管理条例（平成17年条例第98号）
- ⑧ 酒田市農産加工処理施設設置管理条例（平成17年条例第100号）
- ⑨ 酒田市農林研修施設設置管理条例（平成17年条例第101号）
- ⑩ 酒田市悠々の杜温泉施設設置管理条例（平成17年条例第103号）
- ⑪ 酒田市悠々の杜活性化施設設置管理条例（平成17年条例第104号）
- ⑫ 酒田市身体障害者福祉センター設置管理条例（平成17年条例第119号）
- ⑬ 酒田市滝の里ふれあい館設置管理条例（平成17年条例第128号）
- ⑭ 酒田市都市公園条例（平成17年条例第165号）
- ⑮ 酒田市公民館設置管理条例（平成17年条例第192号）
- ⑯ 酒田市コミュニティセンター設置管理条例（平成17年条例第194号）
- ⑰ 酒田市立図書館設置管理条例（平成17年条例第197号）

- ⑱ 酒田市出羽遊心館設置管理条例（平成17年条例第202号）
- ⑲ 酒田市公益研修センター設置管理条例（平成17年条例第205号）
- ⑳ 酒田市体育施設設置管理条例（平成17年条例第207号）
- ㉑ 酒田市交流ひろば設置管理条例（平成17年条例第232号）
- ㉒ 酒田市学童保育所設置管理条例（平成18年条例第45号）
- ㉓ 酒田市八幡交流ホール設置管理条例（平成21年条例第43号）
- ㉔ 酒田市旧鑑屋設置管理条例（平成24年条例第29号）
- ㉕ 酒田市山王くらぶ設置管理条例（平成24年条例第32号）
- ㉖ 酒田市松山歴史公園設置管理条例（平成26年条例第19号）
- ㉗ 酒田市中町にぎわい健康プラザ設置管理条例（平成28年条例第32号）
- ㉘ 酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例（平成31年条例第6号）
- ㉙ 酒田市日和山交流観光拠点施設設置管理条例（令和2年条例第44号）
- ㉚ 酒田市とびしまマリンプラザ設置管理条例（令和3年条例第37号）

(2) 第2条（2件）

- ① 酒田市土門拳記念館設置管理条例（平成17年条例第200号）
- ② 酒田市美術館設置管理条例（平成17年条例第204号）

### 3 施行日

令和7年4月1日

令和6年9月17日  
企画部文化政策課作成

## 酒田市土門拳記念館設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) 土門拳記念館入館料の改定 (円)

区分		改正後	改正前
一般	個人	1,050	880
	団体(20人以上)	840	700
高校生	個人	520	440
	団体(20人以上)	420	350
小学生及び 中学生	個人	310	260
	団体(20人以上)	240	200
年間入館券	普通(3人まで)	5,280	4,400
	特別(10人まで)	26,280	21,900

### 3 施行期日

令和7年4月1日

令和6年9月17日  
企画部文化政策課作成

## 酒田市美術館設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) 美術館観覧料及び市民ギャラリー使用料の改定 (円)

区分			改正後	改正前		
観覧料	一般	個人	1人1回につき	1,050	880	
		団体(20人以上)		840	700	
	高校生	個人		520	440	
		団体(20人以上)		420	350	
	小学生及び 中学生	個人		310	260	
		団体(20人以上)		240	200	
	年間入館券	普通(3人まで)		1枚につき	5,280	4,400
		特別(10人まで)			26,280	21,900
市民ギャラリー 使用料	全面	1回につき	6,600	5,500		
	半面		3,300	2,750		

### 3 施行期日

令和7年4月1日

酒田市松山歴史公園設置管理条例の一部改正について

1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

2 内容

(1) 松山文化伝承館入館料の改定 (円)

区分		改正後	改正前
一般	個人	870	730
	団体(20人以上)	690	580
高校生	個人	430	360
	団体(20人以上)	330	280
小中学生	個人	260	220
	団体(20人以上)	200	170
年間入館券	一般(同伴2人まで)	4,530	3,780
	高校生(同伴2人まで)	3,260	2,720
	高校生(市内在住本人のみ)	1,260	1,050
	小中学生(同伴1人まで)	1,260	1,050
	小中学生(市内在住本人のみ)	520	440
	法人(6人まで)	12,580	10,490

(2) 松山城址館諸室使用料の改定 (円)

区分	改正後	改正前
多目的ホール	6,180	5,150
研修室1	1,650	1,380
研修室2	990	830
研修室3	1,340	1,120
研修室4	1,340	1,120
附属水屋	990	830

(3) 茶室翠松庵使用料の改定

(円)

区分			改正後	改正前
茶室	午前 9 時～午後 1 時	1 回につき	1,560	1,300
	午後 1 時～午後 4 時 30 分		1,360	1,140

**3 施行期日**

令和 7 年 4 月 1 日

令和6年9月17日  
教育委員会社会教育課作成

## 酒田市公民館設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) 中央公民館の諸室使用料の改定 (円)

区分		改正後	改正前
大会議室・大研修室	1回につき	1,320	1,100
中会議室・中研修室・中練習室		1,180	990
特別会議室		3,960	3,300
コミュニティールーム		3,960	3,300

### 3 施行期日

令和7年4月1日

令和6年9月17日  
教育委員会社会教育課作成

## 酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直し及び使用区分等の変更に伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) ひらた生涯学習センター諸室使用料の改定 (円)

区分			改正後	改正前
多目的ホール	単独で使用	1時間につき	1,760	1,470
談話室		1時間につき	250	—
テニスコート	コート	1面1時間につき	520	440
	夜間照明	1面1時間につき	430	360
シーツ及び枕カバー			420	350

### 3 施行期日

令和7年4月1日

令和6年9月17日  
教育委員会社会教育課作成

酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設  
設置管理条例の一部改正について

1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

2 内容

(1) ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設の諸室使用料の改定  
(円)

区分		改正後	改正前
ホール	1時間につき	2,520	2,100
楽屋1		160	140
楽屋2		160	140
会議室		660	550
視聴覚室		660	550

3 施行期日

令和7年4月1日

令和 6 年 9 月 1 7 日  
教育委員会社会教育課作成

## 酒田市出羽遊心館設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) 出羽遊心館の諸室使用料の改定 (円)

区分		改正後	改正前
ホール	1回につき	7,920	6,600
研修室 1		5,280	4,400
研修室 2		3,430	2,860
和室 1		2,370	1,980
和室 2			
和室 3			
広間		7,920	6,600
控室・附属水屋		1,180	990
茶室		11,850	9,900

### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

令和 6 年 9 月 1 7 日  
教育委員会社会教育課作成

酒田市公益研修センター設置管理条例の一部改正について

1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

2 内容

(1) 公益研修センターの諸室使用料の改定 (円)

区分				改正後	改正前
新世紀館	研修室	平日	午前 9 時～午後 1 時	660	550
			午後 1 時～午後 5 時	660	550
			午後 5 時～午後 8 時	480	400
		土曜日	午前 9 時～午後 1 時	660	550
			午後 1 時～午後 4 時 30 分	560	470
		日曜日及 び祝日	午前 10 時～午後 1 時	480	400
午後 1 時～午後 3 時	320		270		
多目的ホ ール棟	ホール	平日	午前 9 時～午後 1 時	11,610	9,680
			午後 1 時～午後 5 時	11,610	9,680
			午後 5 時～午後 8 時	8,710	7,260
		土曜日	午前 9 時～午後 1 時	11,610	9,680
			午後 1 時～午後 5 時	11,610	9,680
			午後 5 時～午後 9 時 30 分	11,610	9,680
	日曜日及 び祝日	午前 9 時～午後 1 時	11,610	9,680	
		午後 1 時～午後 5 時	11,610	9,680	
	中研修室	平日	午前 9 時～午後 1 時	3,270	2,730
			午後 1 時～午後 5 時	3,270	2,730
			午後 5 時～午後 8 時	2,440	2,040
		土曜日	午前 9 時～午後 1 時	3,270	2,730
			午後 1 時～午後 5 時	3,270	2,730
			午後 5 時～午後 9 時 30 分	3,270	2,730
日曜日及 び祝日		午前 9 時～午後 1 時	3,270	2,730	
		午後 1 時～午後 5 時	3,270	2,730	
グラウンド夜間照明 設備	全灯使用		1 時間	2,250	1,880
	1/3 灯使用		につき	740	620

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

令和6年9月17日  
教育委員会社会教育課作成

## 酒田市清亀園設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) 清亀園の使用料の改定 (円)

区分		改正後	改正前
全館	1回につき	2,640	2,200

### 3 施行期日

令和7年4月1日

令和6年9月17日  
教育委員会スポーツ振興課作成

## 酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直し及び使用時間の区分等の変更に伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

#### (1) 使用時間の改正

施設名	使用期間	使用時間	
		改正後	改正前
酒田市眺海の森 グラウンド	4月1日から11月30日 まで(月曜日を除く。)	午前9時から 午後6時まで	午前9時から 午後4時30分まで

#### (2) 「体育施設使用料の各表に関する通則」に下記を追加する。

8 体育施設を1時間単位で使用する場合の使用時間の開始は正時からとし、使用時間の終了は正時までとする。

#### (3) 施設使用料の改正

・酒田市光ヶ丘野球場

(円)

使用区分				改正後	改正前	
野球場使用料	高校生以下		1時間 につき	<u>1,320</u>	<u>1,100</u>	
	一般			<u>2,640</u>	<u>2,200</u>	
屋内練習場	単独で使用する 場合	高校生以下		全面	<u>340</u>	<u>290</u>
				半面	<u>160</u>	<u>140</u>
		一般		全面	<u>700</u>	<u>590</u>
				半面	<u>340</u>	<u>290</u>

・酒田市八森野球場 (円)

使用区分			改正後	改正前
野球場使用料	高校生以下	1時間につき	<u>790</u>	<u>660</u>
	一般		<u>1,580</u>	<u>1,320</u>
夜間照明設備使用料			<u>3,130</u>	<u>2,610</u>

・酒田市光ヶ丘陸上競技場 (円)

使用区分			改正後	改正前
単独で使用する 場合	高校生以下	1時間につき	<u>660</u>	<u>550</u>
	一般		<u>1,320</u>	<u>1,100</u>

・酒田市光ヶ丘テニスコート、酒田市国体記念テニスコート、酒田市八森テニスコート (円)

使用区分			改正後	改正前
テニスコート使用料	1面1時間につき		<u>520</u>	<u>440</u>
夜間照明設備使用料			<u>430</u>	<u>360</u>

・酒田市国体記念体育館 (円)

使用区分			改正後	改正前
附属設備使用料	大アリーナ観覧席 (暖房料)	1時間につき	<u>削除</u>	<u>730</u>

・酒田市八幡体育館及び酒田市松山体育館 (円)

使用区分				改正後	改正前
単独で使用する 場合	高校生以下	全面	1時間につき	<u>790</u>	<u>660</u>
		半面		<u>390</u>	<u>330</u>
	一般	全面		<u>1,580</u>	<u>1,320</u>
		半面		<u>790</u>	<u>660</u>

・酒田市平田体育館 (円)

使用区分				改正後	改正前
単独で使用する 場合	高校生以下	クレールコート	1時間 につき	<u>260</u>	<u>330</u>
		道場		<u>50</u>	<u>70</u>
	一般	クレールコート		<u>520</u>	<u>660</u>
		道場		<u>110</u>	<u>140</u>

・酒田市光ヶ丘球場 (円)

使用区分				改正後	改正前
球技場使用料	高校生以下	全面	1時間につき	<u>660</u>	<u>550</u>
		半面		<u>320</u>	<u>270</u>
	一般	全面		<u>1,320</u>	<u>1,100</u>
		半面		<u>660</u>	<u>550</u>
夜間照明設備使用料	全灯使用	全面		<u>2,250</u>	<u>1,880</u>
		半面		<u>1,120</u>	<u>940</u>
	2/3灯使用	全面		<u>1,500</u>	<u>1,250</u>
		半面		<u>740</u>	<u>620</u>
	1/3灯使用	全面	<u>740</u>	<u>620</u>	
		半面	<u>370</u>	<u>310</u>	

・酒田市飯森山多目的グラウンド (円)

使用区分		改正後	改正前
高校生以下	1時間につき	<u>660</u>	<u>550</u>
一般		<u>1,320</u>	<u>1,100</u>

・酒田市光ヶ丘多目的グラウンド (円)

使用区分			改正後	改正前
多目的グラウンド使用料	高校生以下	1時間につき	<u>320</u>	<u>270</u>
	一般		<u>660</u>	<u>550</u>
夜間照明設備使用料	全灯使用		<u>2,110</u>	<u>1,760</u>
	2/3灯使用		<u>1,390</u>	<u>1,160</u>
	1/3灯使用		<u>680</u>	<u>570</u>

・酒田市松山多目的運動広場 (円)

使用区分		改正後	改正前
高校生以下	1時間につき	<u>380</u>	<u>320</u>
一般		<u>760</u>	<u>640</u>

・酒田市眺海の森グラウンド (円)

使用区分		改正後	改正前
高校生以下	1時間につき	<u>370</u>	<u>310</u>
一般		<u>750</u>	<u>630</u>

・酒田市武道館

(円)

使用区分				改正後	改正前
道場使用料	単独で使用 する場合	高校生以下	全面	<u>1,050</u>	<u>880</u>
			半面	<u>520</u>	<u>440</u>
			1/4 面	<u>260</u>	<u>220</u>
		一般	全面	<u>2,110</u>	<u>1,760</u>
			半面	<u>1,050</u>	<u>880</u>
			1/4 面	<u>520</u>	<u>440</u>
相撲場使用 料		高校生以下	<u>260</u>	<u>220</u>	
		一般	<u>540</u>	<u>450</u>	
附属施設使 用料	第 1 会議室		<u>260</u>	<u>220</u>	
	第 2 会議室		<u>260</u>	<u>220</u>	

※ 体育施設 3 4 施設のうち、1 6 施設について使用料を改正。  
 (内、1 4 施設が値上げし、2 施設が値下げとなる。)

**3 施行期日** 令和 7 年 4 月 1 日

令和6年9月17日

教育委員会スポーツ振興課作成

## 酒田市平田 B&G 海洋センター設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直し及び使用時間の区分等の変更に伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) 別表 (1)体育館使用料の表の備考1を次のように改める。

1 使用の単位は、午前9時から午後9時までの間の、正時から正時までの1時間単位とする。

(2) 体育館の個人利用の新設 (円)

使用区分		単位	改正後	改正前
単独使用以外 の場合	中学生以下	1人1回につき	50	(新設)
	高校生		110	
	一般		230	

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

(3) プール使用料の改定 (円)

使用区分	単位	改正後	改正前
小学生及び中学生	1人1回につき	100	90
高校生		190	160
一般		390	330

### 3 施行期日

令和7年4月1日

### 施設使用料の見直しについて

施設使用料は、施設使用料の見直し方針において、原則5年ごとに見直しを行うこととしており、改定時期の令和7年4月1日に下記のとおり実施するものです。

#### 記

#### 1 使用料算定の基本的な考え方 ※R2改定から変更なし

- (1) 使用料は、施設の維持管理のために必要となる原価（コスト）と受益者負担割合に基づき算定する。

$$\text{【基本算定式】 使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

- (2) 受益者割合は、50%を基準として、使用料設定の可否、施設の設置目的を判断した上で、施設の代替性（市場性）に応じて4分類（0%、25%、50%、75%）に区分。  
(3) 民間施設や他自治体施設の使用料区分・水準・本市の同類施設における統一性なども考慮する。

〈受益者負担割合〉

① 使用料の設定可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令等により使用料が設定できない施設</li> <li>費用負担を想定していない施設（公共性が極めて高く、行政として積極的に提供すべき施設）</li> </ul> 例：義務教育施設、図書館、公園	0%
② 施設の設置目的	社会的・経済的弱者を支援するための施設 例：身体障害者福祉センター	25%
③ 施設の代替性（市場性）	②に該当しない施設で、民間関与の度合により区分 ア <u>非市場的</u> ：主として行政が提供する施設（50%） （例）コミュニティ施設、集会施設、生涯学習施設、文化施設、体育施設（テニスコート、プール除く） イ <u>市場選択的</u> ：民間が参入し競合する施設（75%） （例）保養・観光施設、テニスコート、プール	50% 又は 75%

## 2 使用料の算定方法 ※R2 改定から変更なし

(1) 1室あたりの原価（貸室等）から使用料を算定する方法【会議室等】

手順① 1㎡あたり原価＝原価÷総貸室面積

② 1㎡あたりの時間原価＝①÷年間開館時間÷稼働率※1

③ 受益者負担単価＝②×受益者負担割合

④ 会議室Aの使用料＝③×1コマ（時間）×会議室Aの面積

### 【計算例】

① 1㎡あたり原価＝原価（1,200万円）÷総貸室面積（1,000㎡）＝12,000円/㎡

② 1㎡あたり時間原価＝12,000円/㎡÷年間開館時間（4,000時間）÷稼働率（30%）＝10円/㎡/時間

③ 受益者負担単価＝10円/㎡/時間×受益者負担割合（50%）＝5円

④ 会議室Aの使用料＝5円×1コマ（4時間）×会議室Aの面積（100㎡）＝2,000円

(2) 1人あたりの原価（個人利用）から使用料を算定する方法【入館料等】

手順① 1人あたりの原価＝原価÷年間利用者数

② 1人あたりの使用料＝①×受益者負担割合

### 【計算例】

① 1人あたりの原価＝原価（2,000万円）÷年間利用者数（20,000人）＝1,000円

② 1人あたりの使用料＝1,000円×受益者負担割合（50%）＝500円

## 3 改定額の範囲 ※R7 改定見直し

(1) 令和2年度は改定前使用料の2倍とした上限設定について、利用者の急激な負担増に配慮し、算定原価が前回見直し時から約2割増加していることを踏まえ、R2改定後使用料の1.2倍を上限額とする。

(2) 算定使用料がR2改定後使用料を大幅に下回る場合には、類似施設との公平性や上限額の幅を2割としたことを踏まえ、R2改定後使用料の0.8倍を下限額とする。

〈改定額の範囲〉

R 2 改定		R 7 改定	
かい離幅	使用料	かい離幅※2	使用料
0.8 未満	算定使用料	0.8 未満	R 2 改定後使用料×0.8
0.8～1.2 未満	R 2 改定前使用料	0.8～1.2 未満	R 2 改定後使用料
1.2～2.0 未満	算定使用料	1.2 以上	R 2 改定後使用料×1.2
2.0 以上	R 2 改定前使用料×2		

〈改定後の使用料案（抜粋）〉

(円)

施設名	R2 改定前		R2 改定			R7 改定				
	使用料	冷暖房料	算定使用料	かい離幅	使用料※3	算定使用料	かい離幅	使用料（上限）		
								参考2倍	参考1.5倍	1.2倍
コミュニティセンター集会室	1,080	1,030	5,792	5.3	2,200	5,792	2.6	4,400	3,300	<u>2,640</u>
出羽遊心館 和室	970	1,030	3,280	3.4	1,980	7,440	3.7	3,960	2,970	<u>2,370</u>

※1：稼働率＝貸出コマ（時間）数÷貸出可能コマ（時間）数

※2：かい離幅＝算定使用料÷現行使用料

※3：R元年10月の消費税率の引上げに伴う改定を含む

令和6年9月17日  
市民部まちづくり推進課作成

## 酒田市とびしま総合センター設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) とびしま総合センター諸室使用料の改定 (円)

区分		改正後	改正前
1 階	集会室	3,960	3,300
	保育室	790	660
	保養室	790	660
	娯楽室	790	660
	調理室	790	660
2 階	宿泊室(1)	390	330
	宿泊室(2)	790	660
	講座室	790	660

### 3 施行期日

令和7年4月1日

令和6年9月17日  
市民部まちづくり推進課作成

## 酒田市青沢克雪管理センター設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) 青沢克雪管理センター使用料の改定

区分	改正後	改正前
1回につき	3,010円	2,510円

### 3 施行期日

令和7年4月1日

## 酒田市コミュニティセンター設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) コミュニティセンターの使用料の改定 (円)

区分			改正後	改正前
集会室	午前 9 時～午後 1 時	1 回につき	2,640	2,200
	午後 1 時～午後 5 時		2,640	2,200
	午後 5 時～午後 9 時 30 分		2,960	2,470

### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

令和6年9月17日  
市民部共生社会課作成

## 酒田市交流ひろば設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) 交流ひろば諸室使用料の改定 (円)

区分		改正後	改正前
研修室	1回分	1,320	1,100
調理室		1,320	1,100

### 3 施行期日

令和7年4月1日

令和6年9月17日  
健康福祉部地域福祉課作成

## 酒田市身体障害者福祉センター設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

#### (1) 酒田市身体障害者福祉センターの諸室使用料の改定

区分		改正後	改正前
大集会室	1日につき	<u>12,980円</u>	<u>10,820円</u>
	1回につき	6,520円	6,520円
相談室	1日につき	<u>1,980円</u>	<u>1,650円</u>
	1回につき	990円	990円

### 3 施行期日

令和7年4月1日

令和6年9月17日  
健康福祉部健康課作成

## 酒田市健康センター設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) 平田健康福祉センターの諸室使用料の改定 (円)

区分		改正後	改正前
集会室	1時間につき	1,240	1,040
保健室		1,020	850
会議室 1		1,020	850
会議室 2		1,020	850
調理実習室		1,240	1,040
筋力トレーニング器具	1月につき	620	520
	1回につき	190	160

### 3 施行期日

令和7年4月1日

令和6年9月17日  
健康福祉部健康課作成

## 酒田市中町にぎわい健康プラザ設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) 中町にぎわい健康プラザの諸室使用料の改定 (円)

区分		改正後	改正前
マシンスペース及びウ	1人1回につき	360	300
オーキングスペース	11回券1組につき	3,600	3,000
多目的スペース	1時間につき	1,220	1,020

### 3 施行期日

令和7年4月1日

## 酒田市国民健康保険条例の一部改正について

### 1 提案の理由

国の法令改正により被保険者証等が廃止されること等に伴い、国民健康保険条例について所要の改正を行うものです。

### 2 改正の内容

第5条中「項注4」を「項注6」に、「項注7」を「項注11」に、第13条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものです。

### 3 施行期日

令和6年12月2日

### 4 経過措置

この条例の施行の日前にした行為及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年9月17日  
八幡総合支所作成

## 酒田市八幡交流ホール設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) 八幡交流ホールの諸室使用料の改定 (円)

区分		改正後	改正前
会議室	1回につき	660	550
ホール		3,960	3,300

### 3 施行期日

令和7年4月1日

### 施設使用料の見直しについて

施設使用料は、施設使用料の見直し方針において、原則5年ごとに見直しを行うこととしており、改定時期の令和7年4月1日に下記のとおり実施するものです。

#### 記

#### 1 使用料算定の基本的な考え方 ※R2改定から変更なし

(1) 使用料は、施設の維持管理のために必要となる原価（コスト）と受益者負担割合に基づき算定する。

$$\text{【基本算定式】 使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

(2) 受益者割合は、50%を基準として、使用料設定の可否、施設の設置目的を判断した上で、施設の代替性（市場性）に応じて4分類（0%、25%、50%、75%）に区分。

(3) 民間施設や他自治体施設の使用料区分・水準・本市の同類施設における統一性なども考慮する。

〈受益者負担割合〉

① 使用料の設定可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令等により使用料が設定できない施設</li> <li>費用負担を想定していない施設（公共性が極めて高く、行政として積極的に提供すべき施設）</li> </ul> 例：義務教育施設、図書館、公園	0%
② 施設の設置目的	社会的・経済的弱者を支援するための施設 例：身体障害者福祉センター	25%
③ 施設の代替性（市場性）	②に該当しない施設で、民間関与の度合により区分 ア <u>非市場的</u> ：主として行政が提供する施設（50%） （例）コミュニティ施設、集会施設、生涯学習施設、文化施設、体育施設（テニスコート、プール除く） イ <u>市場選択的</u> ：民間が参入し競合する施設（75%） （例）保養・観光施設、テニスコート、プール	50% 又は 75%

## 2 使用料の算定方法 ※R2 改定から変更なし

(1) 1室あたりの原価（貸室等）から使用料を算定する方法【会議室等】

手順① 1㎡あたり原価＝原価÷総貸室面積

② 1㎡あたりの時間原価＝①÷年間開館時間÷稼働率※1

③ 受益者負担単価＝②×受益者負担割合

④ 会議室Aの使用料＝③×1コマ（時間）×会議室Aの面積

### 【計算例】

① 1㎡あたり原価＝原価（1,200万円）÷総貸室面積（1,000㎡）＝12,000円/㎡

② 1㎡あたり時間原価＝12,000円/㎡÷年間開館時間（4,000時間）÷稼働率（30%）＝10円/㎡/時間

③ 受益者負担単価＝10円/㎡/時間×受益者負担割合（50%）＝5円

④ 会議室Aの使用料＝5円×1コマ（4時間）×会議室Aの面積（100㎡）＝2,000円

(2) 1人あたりの原価（個人利用）から使用料を算定する方法【入館料等】

手順① 1人あたりの原価＝原価÷年間利用者数

② 1人あたりの使用料＝①×受益者負担割合

### 【計算例】

① 1人あたりの原価＝原価（2,000万円）÷年間利用者数（20,000人）＝1,000円

② 1人あたりの使用料＝1,000円×受益者負担割合（50%）＝500円

## 3 改定額の範囲 ※R7 改定見直し

(1) 令和2年度は改定前使用料の2倍とした上限設定について、利用者の急激な負担増に配慮し、算定原価が前回見直し時から約2割増加していることを踏まえ、R2改定後使用料の1.2倍を上限額とする。

(2) 算定使用料がR2改定後使用料を大幅に下回る場合には、類似施設との公平性や上限額の幅を2割としたことを踏まえ、R2改定後使用料の0.8倍を下限額とする。

〈改定額の範囲〉

R 2 改定		R 7 改定	
かい離幅	使用料	かい離幅※2	使用料
0.8 未満	算定使用料	0.8 未満	R 2 改定後使用料×0.8
0.8～1.2 未満	R 2 改定前使用料	0.8～1.2 未満	R 2 改定後使用料
1.2～2.0 未満	算定使用料	1.2 以上	R 2 改定後使用料×1.2
2.0 以上	R 2 改定前使用料×2		

〈改定後の使用料案（抜粋）〉

(円)

施設名	R2 改定前		R2 改定			R7 改定				
	使用料	冷暖房料	算定使用料	かい離幅	使用料※3	算定使用料	かい離幅	使用料（上限）		
								参考2倍	参考1.5倍	1.2倍
コミュニティセンター集会室	1,080	1,030	5,792	5.3	2,200	5,792	2.6	4,400	3,300	<u>2,640</u>
出羽遊心館 和室	970	1,030	3,280	3.4	1,980	7,440	3.7	3,960	2,970	<u>2,370</u>

※1：稼働率＝貸出コマ（時間）数÷貸出可能コマ（時間）数

※2：かい離幅＝算定使用料÷現行使用料

※3：R元年10月の消費税率の引上げに伴う改定を含む

令和6年9月17日  
地域創生部商工港湾課作成

## 酒田市勤労者福祉施設設置管理条例の一部改正について

## 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

## 2 内容

(1) 酒田勤労者福祉センター諸室使用料の改定（円）

区分		改正後	改正前
教養文化室	1回につき	<u>1,470</u>	<u>1,230</u>
展示ホール		<u>2,110</u>	<u>1,760</u>
研修室		<u>1,050</u>	<u>880</u>
会議室		<u>1,050</u>	<u>880</u>
特別会議室		<u>1,840</u>	<u>1,540</u>
着付教室		<u>1,050</u>	<u>880</u>
多目的ホール		<u>8,440</u>	<u>7,040</u>

## 3 施行期日

令和7年4月1日

令和 6 年 9 月 1 7 日  
 地域創生部交流観光課作成

酒田市山王くらぶ設置管理条例の一部改正について

1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

2 内容

山王くらぶ観覧料及び催事室使用料の改定 (円)

区分			改正後	改正前		
観覧料	一般	個人	1人1回につき	490	410	
		団体(20人以上)		390	330	
	高校生	個人		240	200	
		団体(20人以上)		190	160	
	小学生及び 中学生	個人		140	120	
		団体(20人以上)		90	80	
	年間利用券	個人(2名まで)		1枚につき	1,630	1,360
		団体(10名まで)			8,180	6,820
催事室 A (舞台側)			1回につき	4,030	3,360	
催事室 B (中央)				3,430	2,860	

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

## 酒田市公園会館設置管理条例の廃止について

### 1 廃止の理由

酒田市公園会館は、昭和21年に公園会館住宅として建築され、昭和58年以降は日和山公園の休憩施設及び集会施設として利用されてきたが、令和3年に日和山交流観光拠点施設（小幡楼）が整備されたことなどから、公園会館の所期の目的を達成したものとして、条例を廃止するものです。

### 2 施行日

公布の日

令和6年9月17日  
農林水産部農政課作成

## 酒田市農林研修施設設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) 浜中農村研修センター、みどり館、やまもと農村交流センター及びスマート農業研修センター※1の諸室使用料の改定 (円)

区分		改正後	改正前
大会議室	午前9時～午後1時	1,980	1,650
	午後1時～午後5時		
	午後5時～午後10時		
加工室	午前9時～午後1時	920	770
	午後1時～午後5時		
	午後5時～午後10時		
研修室	午前9時～午後1時	660	550
	午後1時～午後5時		
	午後5時～午後10時		

※1：スマート農業研修センターの開館時間は午前9時から午後5時まで

(2) 北部農民センター、あすか、砂越コミュニティ施設及び郡鏡コミュニティ施設の諸室使用料の改定 (円)

区分		改正後	改正前
集会室	午前9時～午後1時	2,640	2,200
	午後1時～午後5時		
	午後5時～午後9時30分		

### 3 施行期日

令和7年4月1日

令和6年9月17日  
農林水産部農政課作成

## 酒田市悠々の杜活性化施設設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

(1) 悠々の杜活性化施設の諸室使用料の改定 (円)

区分		改正後	改正前	
体験学習交流室	1時間につき	2,520	2,100	
研修室(大)		2,520	2,100	
研修室(小)		620	520	
個人利用	一般	1人1日につき	360	300
	小学生		180	150

### 3 施行期日

令和7年4月1日

## 酒田市農村環境改善センター設置管理条例の一部改正について

## 1 概要

施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

## 2 内容

## (1) 酒田農村環境改善センターの諸室使用料の改定 (円)

種別		単位	改正後	改正前
多目的ホール	午前9時～午後1時	1回につき	1,980	1,650
	午後1時～午後5時		1,980	1,650
	午後5時～午後9時30分		2,200	1,840
研修室	午前9時～午後1時		660	550
	午後1時～午後5時		660	550
	午後5時～午後9時30分		790	660

## (2) 松山農村環境改善センター及び平田農村環境改善センターの諸室使用料の改定 (円)

種別		単位	改正後	改正前
多目的ホール	午前9時～午後1時	1回につき	3,960	3,300
	午後1時～午後5時		3,960	3,300
	午後5時～午後9時30分		4,440	3,700
研修室	午前9時～午後1時		660	550
	午後1時～午後5時		660	550
	午後5時～午後9時30分		790	660

## 3 施行期日

令和7年4月1日

令和6年9月17日  
教育委員会学校教育課作成

物品の取得について（校務用パソコン）

- 1 取得の目的 校務用パソコンの購入
- 2 取得物品 校務用パソコン 229台
- 3 取得の方法 条件付き一般競争入札による取得
- 4 仮契約年月日 令和6年7月23日
- 5 取得の金額 31,638,640円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額2,876,240円)
- 6 取得の相手方 酒田市京田二丁目69番8号  
株式会社管理システム  
代表取締役 今野 修
- 7 納入期限 令和7年3月31日

## 仮 契 約 書

- 1 契約の目的 校務用パソコンの購入
- 2 数量 校務用パソコン 229台
- 3 契約金額 31,638,640円
- 内訳 売買代金 28,762,400円  
取引に係る消費税額及び地方消費税額 2,876,240円
- 4 納入期限 令和7年3月31日

上記について、酒田市長 矢口 明子 と 株式会社 管理システム 代表取締役 今野 修 は、地方自治法第96条第1項第8号及び酒田市契約及び財産に関する条例第3条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し双方記名押印の上、これを株式会社 管理システム 代表取締役 今野 修 が保有する。

令和6年7月23日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目2番45号  
氏名 酒田市長 矢口 明子

受注者 住所又は所在地 酒田市京田二丁目69番8号  
氏名又は名称 株式会社 管理システム  
代表者氏名 代表取締役 今野 修

# 物品入札調書

9:05

第 411 号

1. 所 属 年 度 令和6年度 ✓
2. 入 札 年 月 日 令和6年7月23日執行
3. 名 称 校務用パソコンの購入 ✓
4. 納 品 場 所 市内小中学校 ✓
5. 執 行 者 契約検査課長 佐々木 豪

6. 執 行 立 会 者

主任本間巧磨

7. 落札金額は、下記の金額に 1.1 を乗じて得た金額とする (円未満切捨て)
8. 経 過

NO.	入 札 者	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
1.	㈱管理システム 代表取締役 今野 修 TEL 41-1355	28762400 決			
予定価格 (消費税額及び地方消費税額を含まず。)					円

本件は、酒田市議会の議決 (可決) が  
あった後に、正規の契約を締結する  
ものです。

# 入札公告

**郵送** 条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第19条の規定に基づき公告する。

令和6年7月2日

酒田市長 矢口明子

記

## 1. 入札に付する事項

- (1) 物品の名称 校務用パソコンの購入
- (2) 数量 229台
- (3) 仕様等 別添仕様書等による
- (4) 納入期限 令和7年3月31日
- (5) 納入場所 市内小中学校
- (6) 入札方法 総価により行う

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

## 2. 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(1)の説明⇒法的な禁止措置を受けていないものをいう。

- (2) 酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(2)の説明⇒入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日）から入札日までの期間中のいずれの日においても指名停止を受けていないことをいう。

- (3) 本告示日から入札参加資格確認申請書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）参照）

- (4) 本告示日の前日までに、酒田市契約規則（平成17年11月1日規則第58号。）第27条第3項に規定する令和5・6年度の指名競争入札参加者登録簿において、【物品】の【業種No.6(OA機器・情報処理)・細目No.1(OA機器・OA機器関連用品)】に記載されていること。

(4)の説明⇒令和5・6年度酒田市競争入札（見積）参加資格審査申請書を提出する際に、希望する業種に上記の業種を希望し、その内容が、本告示日の前日までに令和5・6年度の指名競争入札参加者登録簿に記載されていることをいう。

- (5) 酒田市内に本社又は営業所等を有すること。ただし、営業所等に関しては本社より入札に係る権限の委任を受けていること。

(5)の説明⇒本社に関しては、酒田市内に本社を有することが、営業所等に関しては、本社より入札に係る権限の委任が書面による委任状によってなされ、その内容が、この本告示日の前日までに令和5・6年度の指名競争入札参加者登録簿に記載されていることをいう。

## 3. 入札参加資格確認申請

①入札に参加を希望する者は、申請書類を下記のとおり郵送し、入札参加資格確認の審査を受けなければならない（**FA不可**）。

②返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼る）を同封すること。

③ただし、市内に本社・営業所等を有する者に限り、申請場所への持参を可とする。

④入札参加資格の審査は、申請書の提出期限日を基準日とする。

- (1) 申請期間 令和6年7月2日（火）から 令和6年7月12日（金）正午まで（必着）

（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。ただし、申請最終日は正午まで。）

- (2) 申請場所 酒田市総務部契約検査課（市役所2階）

酒田市本町二丁目2番45号（電話 0234-26-5708）

- (3) 申請書及び ① 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1号）

添付書類 ② 同上申請書の写し（受領証用）

③ 同等品で応札する場合は「同等品協議書」の写し

※ 令和6年7月11日（木）正午 まで発注担当部局に「同等品協議書」及び現物等を提出し、確認を受けてください。費用は申請者の負担とする。

⇒ 資格確認結果は、令和6年7月16日（火）までに通知します。申請したにもかかわらず万一通知が届かない場合は令和6年7月17日（水）正午までに連絡ください。

- (4) 留意事項
- ※ 申請期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
  - ※ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
  - ※ 本告示で指定された期日までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は本入札に参加することができない。
  - ※ 入札参加資格が無いと認められた者は、任意の書面により契約検査課長に対してその理由の説明を通知日の翌日（土日祝日を除く）の正午までに書面により求めることができる。（郵送及びFAX不可。）この場合、説明を求めた者に対して2日以内（土日祝日を除く）に書面により回答する。

4. 入札条件、入札説明書及び仕様書等の閲覧期間及び場所

- (1) 閲覧期間 令和6年7月2日（火）から 令和6年7月22日（月）正午まで  
(2) 閲覧場所 酒田市のホームページ（<http://www.city.sakata.lg.jp/>）からダウンロードとする。

5. 仕様書に関する質問等

- (1) 質問方法 本入札に参加しようとする者が仕様書に関し質問がある場合は、契約検査課に「質問書」（別紙様式4号）によりFAXで 令和6年7月11日（木）正午まで提出すること（TEL不可）  
(2) 回答方法 (1)による質問に対する回答は、質問者及び入札参加資格確認申請者全員にFAXにより行う。

6. 入札書の送達 (配達指定日) 令和6年7月22日（月）

7. 開札の日時、場所

- (1) 開札日時 令和6年7月23日（火） 午前9時05分  
(2) 開札場所 201会議室（市役所2階）

8. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除  
(2) 契約保証金 免除

9. その他

- (1) 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他酒田市契約規則第17条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 申請書類等 本入札は、「酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）」に基づき実施する。条件付き一般競争入札についての関係書式「入札参加資格確認申請書」、「入札書」、「委任状」、「質問書」等は、酒田市のホームページからダウンロードするものとする。
- (3) 契約書作成 この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (4) 本契約の議決 本件は、酒田市契約及び財産に関する条例（平成17年11月1日条例第65号）の規定により、**市議会の議決に付さなければならない買入れであるため、市議会の議決を得た後に本契約を締結する。**ただし、本件の落札決定後、市議会の議決を得るまでの間に、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けた場合については、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。
- (5) 入札の説明 入札の説明については「酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）」「入札条件」「郵送入札実施要領」によるものとする。**（必ず熟読すること。）**

条件付き一般競争入札についての「入札参加資格確認申請書」、「酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）」、郵送入札についての「郵送入札実施要領」は、酒田市のホームページに掲載されています。

(6) 担当部局等

- ① 契約に関する事務を担当する部局  
酒田市総務部契約検査課（市役所2階）  
酒田市本町二丁目2番45号（電話0234-26-5708）  
（FAX0234-26-5738）
- ② 仕様書に関する事務を担当する部局  
酒田市教育委員会学校教育課（市役所6階）  
酒田市本町二丁目2番45号（電話0234-26-5776）  
（FAX0234-23-2257）

## 校務用パソコン購入に係る仕様書

1. 件名 校務用パソコンの購入
2. 購入物件 校務用パソコン 229台
3. 納入場所 市内小中学校
4. 納期 令和7年3月31日まで
5. 端末仕様 別紙のとおり
6. 特記事項
  - ・製造メーカーはEPSON社を指定とする。
  - ・端末のキitting場所については、酒田市総合文化センターとする。
  - ・納期内に市内小中学校に配置を行うこと。
  - ・端末のキittingに必要な資機材（OAタップ、LANケーブル等）は受注者で準備すること。
  - ・OS、ブラウザ、ソフトウェア、ドライバーは教育委員会指定のバージョン及びサービスパックとすること。また、別途定める手順に基づきソフトウェアのインストール及び不要ソフトのアンインストールを行うこと。
  - ・酒田市学校系ネットワークへの接続、指定したウィルス対策ソフト、資産管理ソフト、グループウェアソフト、オフィスソフト、各種ビューワーソフト、その他業務アプリケーション、プリンター・スキャナ等のデバイスドライバーのセットアップ、ドメインへの参加、ライセンス認証等を行い、正常動作を確認すること。
  - ・端末の当初納入箇所は教育委員会の指定する場所とし、前述のセットアップ作業についても指定された場所で行うこと。
  - ・端末の納入計画を作成し、教育委員会の承認を受けること。
  - ・納入製品については以下に述べる内容の一年間のサポート保守を含めた金額であること。
    - ① 納入製品の通常使用ができなくなり、教育委員会が要求した場合、速やかに設置個所に技術員を派遣し、該当製品の復旧を行うこと。
    - ② 天変地異、盗難以外の製品トラブルに対して、教育委員会が要請した場合、同等性能の代替機を提供し、速やかに復旧すること。
    - ③ PCのトラブルについては付随するプログラム・データ等のバックアップ及び、製品が復旧した後のデータ復旧を行うこと。
  - ・梱包材は納入業者が廃棄を行うこと。
  - ・上記以外の事項については、教育委員会と協議の上決定すること。

製品構成（仕様は全て同等以上を可とする。）
機種 Endeavor NL2000E 229 台 (※同等品以上であればこれに限らない)
OS:Windows 11 Pro 64bit
PC リサイクルマークなし
15.6 型 フル HD 液晶(1920×1080)
インテル® Core™ i5-1235U プロセッサー(10 コア/1.3GHz)
CPU 内蔵 3D グラフィックス(標準搭載)
8.0GB(8.0GB×1) PC5-4800 DDR5 SDRAM Non-ECC
256GB M.2 SSD DRAM レス、PCI Express x4 Gen3(NVMe): 8GB/s 対応
パーティション分割なし
スリム DVD-ROMドライブ シリアル ATA 対応(添付ソフトあり)
日本語対応 107 キー(10 キー付き)(標準搭載)
タッチパッド(標準搭載)
USB 光学式マウス(SM-9020EPB)ブラック
内蔵カメラ(HD(720p)解像度対応、約 92 万画素)(標準搭載)
インテル® ハイ・デフィニション・オーディオ (標準搭載)
1000Base-T/100Base-TX/10Base-T 対応ネットワーク機能(標準搭載)
インテル® PTT(TPM 2.0)(標準搭載)
インテル® Wi-Fi 6E(IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n)無線 LAN+Bluetooth 5.3
SD メモリーカードスロット(標準搭載)
USB Type-A:USB3.2 Gen2×2、USB2.0×2(標準搭載)
USB Type-C:USB3.2 Gen2(標準搭載)
AC アダプター AC100V(50/60Hz)(標準搭載)
標準バッテリー(15.4V/3900mAh)(標準搭載)
1 年間無償 お預かり修理(PC 本体)※3 年間部品保証(標準)
セキュリティー対策ソフトウェアなし

【更新後の端末について】

- ・更新された端末は回収後、教育委員会の指定する場所まで搬送すること。また、一部は再キッティング後に使用するため、丁寧に搬送すること。

## 別紙 2

端末の納品時にインストールするソフトウェアは下記の通り

OS	Windows 11 Pro 64bit
オフィスソフト	MicrosoftOffice 2016 Standard 64bit
ウィルス対策ソフト	ESET Endpoint AntiVirus
資産管理ソフト	Skysea Client View
PDF Reader	AdobeReader
内部業務系システム起動用ソフト	ActiveX for Base
グループウェアソフト	サイボウズ office（ブラウザのショートカット作成）
その他 Viewer 等	7.zip、Qube PDF Utility、.Netframework3.5 SP1、.Netframework4.8、Visual Studio 2015 Visual C++、各プリンタドライバ

1. ウィルス対策ソフト、資産管理ソフト、内部業務系システムについては教育委員会で提供するインストーラーを使用し、指定されたバージョンのインストールを行うこと。
2. PDF Reader、その他 Viewer については、教育委員会で指定したバージョンをインターネットからダウンロードした後に、インストールを行うこと。
3. OS、ドライバー、その他一部ソフトウェアについては、事前にディスクイメージを作成し、インストール作業を行うことを妨げない。その際、イメージに含めるソフトウェアについては事前に教育委員会と協議の上決定すること。
4. マウス接続時にタッチパッドの有効化無効化を OS 上で選択できるよう、必要に応じドライバー等をインストールし、設定を行うこと。
5. HDMI、USB type-c から同時外部出力できるよう、必要に応じビデオドライバー等をインストールし、設定を行うこと。
6. イヤホン接続時に自動的にイヤホンのみから音声出力になるよう必要に応じドライバー等をインストールし、設定を行うこと。
7. パソコン 1 台につきプリンタドライバは最大で 2 台分のインストールを行うこと。

令和6年9月17日  
健康福祉部健康課作成

## 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構定款の一部変更について

### 1 変更の目的

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の財産の一部を処分したことに伴い、定款の一部を変更する必要があるため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て総務大臣の認可を受けるものです。

### 2 変更概要

日本海総合病院あきほ町3号宿舎及び4号宿舎の老朽化により、建物を解体したことに伴い、出資財産に異動があったことから所要の改正を行うもの。

3 施行日 総務大臣の認可のあった日

4 その他 今後の手続き等のスケジュール

- ・令和6年10月下旬 総務大臣に対する定款変更認可申請
- ・令和6年12月下旬 総務大臣による定款変更認可（予定）

## 山形県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

### 1 提案の理由

国の法令改正により被保険者証等が廃止されることに伴い、山形県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の3第1項の規定により協議するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるもの。

### 2 案件の概要

国の法令改正により山形県後期高齢者医療広域連合規約の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるもの。

### 3 施行期日

令和6年12月2日

### 損害賠償の額の決定について

- 1 事故発生日時 6月16日（日）午前9時頃
- 2 事故発生場所 酒田市北千日堂前字松境地内
- 3 事故の発生状況 所有地の立木が倒れたことにより、山形県立酒田光陵高等学校北側のフェンス及び集球ネットを破損した。
- 4 賠償の内容 破損したフェンスの支柱の交換、フェンスの張替え及び集球ネットを交換した。
- 5 損害賠償金額 金718,740円



100 m  
1:2,773

令和6年9月17日  
上下水道部管理課作成

令和5年度酒田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度酒田市水道事業会計未処分利益剰余金について、下記のとおり処分するものです。

記

1	当年度未処分利益剰余金	366,413,542 円
2	未処分利益剰余金処分額	
	(1) 建設改良積立金への積み立て	240,000,000 円
	(2) 資本金への組み入れ	126,338,433 円
3	翌年度繰越利益剰余金	75,109 円

令和6年9月17日  
上下水道部管理課作成

令和5年度酒田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度酒田市下水道事業会計未処分利益剰余金について、下記のとおり処分するものです。

記

1	当年度未処分利益剰余金	302,940,872 円
2	未処分利益剰余金処分額	
	(1) 減債積立金への積み立て	199,600,000 円
	(2) 資本金への組み入れ	103,000,000 円
3	翌年度繰越利益剰余金	340,872 円